

(別表)

令和7年度(2025年度)新規就農支援助成事業細目

事業細目名	事業目的	助成対象経費及び助成額	採択基準等	変更を 申請する 事由
①熊本県青年 農業者クラブ 連絡協議会 活動支援事業	青年農業者の 確保・育成及 び青年農業者 による県民へ の農業理解の 活動を促進する	全国青年農業者会議 等参加、農産物の流 通や国際化に関する 研修、消費者への食 育等、組織活動の活 性化、県民への農業 理解促進活動等に必 要な経費 (助成額) 500千円(定額)	県域及び県段階以上 の活動であること	事業費 の30%以 上の増 減
②青年農業者 海外派遣研修 等支援事業	国際感覚に優 れた新規就農 者及び認定就 農者等を育成 する	海外農業派遣研修参 加のために要した経 費 (助成額) 一人当たり 200千円以内 (対象)2人以内	・認定就農者もしくは はその申請者である こと、または研修終 了後、熊本県で就農 したことが確認でき ること ・国、県もしくは国 際農業者交流協会の 実施する派遣研修に 参加したこと	事業費 の30%以 上の増 減
③学校農業ク ラブ等地域課 題解決活動支 援事業	将来の就農に つなげる農業 の発展と農業者 の意欲を高める	農業高校生が行う地 域農業の課題解決の ための調査・研究活 動に必要な経費 (助成額) 一校当たり 150千円以内 (対象) 農業及び農業関連学 科のある高等学校(分 校は一校とする)	・2年以上継続して 実行出来ること ・教育関係の補助事 業と重複しないこと	事業費 の30%以 上の増 減
④就農支援機 関協議会助成 事業	熊本県認定相 関機関の連携 研修課題の充 実を図る。	就農支援機関協議会 が実施する集合研修 等及び指導者養成等 に必要な経費 (助成額) 500千円以内	県域及び県段階以 上の活動であるこ と	事業費 の30%以 上の増 減

事業細目名	事業目的	助成対象及び助成額	採択基準等	変更を 申請する 事由
⑤ 就農準備型 研修機関等支 援事業	新規就農者研 修機関に対し る支援により 新規就農者の 育成を促進す る	広域型の研修 機関等への参 加、新規就農 者の消費活動 に必要経費 国際農業交流 組織が行う海 外農業派遣研 修啓発活動等 に必要経費 (助成額) 150千円以内	次のいずれか に該当すること ・ 県域を対象と して活動する広 域的な組織であ ること ・ 新規就農者育 成総合対策(就 農準備資金)の 研修機関等であ ること ・ 海外研修経験 者で組織する団 体であること	事業費の30%以 上の増減
⑥ 地域新規就 農支援組織等 活動支援事業	地域定住を目 指す地域農の 担い手の育成 ・ 整備の促進 を推進する。	地域就農支援 協議会等が実 施する研修会 、相談会の開 催、受入体制 整備等に必要 な経費 (助成額) 150千円以内	地域就農支援 協議会等	事業費の30% 以上の増減
⑦ 地方青年農 業クラブ等課 題解決活動支 援事業	地方の青年農 業者が主体的 に研修の進め ることを促進 する。研修課 題、消費等と 交流する青年 者の資質を提 高を図る。	地方青年農業 者組織が実施 するリーダー 研修会、流通 研修会、地域 課題解決活動 等(プロジェクト) に必要経費 (助成額) 100千円以内 (対象) 地域農業者ク ラブ11団体	地方の青年農 業者クラブ等	事業費の30% 以上の増減